

平成27年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第52号説明資料

平成27年9月1日

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

資料

| | | |
|-------|-------|-----|
| 改正概要 | ----- | 1 |
| 改正内容 | ----- | 1～2 |
| 新旧対照表 | ----- | 3～6 |

町民課

大磯町手数料条例の一部を改正する条例について

○ 改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 27 年 10 月 5 日に施行されることに伴い、新たに通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めます。

併せて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行により、平成 28 年 1 月 1 日付けで住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）における住民基本台帳カードに関する規定が削除されることに伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削除します。

○ 改正内容

第 1 手数料の額の規定に係る改正（別表第 1 関係）

1 手数料の額

- (1) 通知カードの再交付 500円／枚
- (2) 個人番号カードの再交付 800円／枚
- (3) 住民基本台帳カードの交付（削除）

通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料は、国庫補助の対象ですが、これらカードの汚損、紛失等の理由による再交付に係る手数料については、国庫補助の対象とならないため、受益者負担の考えにより有料とします。

2 手数料の額の算定根拠

総務省の示す基準額に基づき設定しています。

平成27年4月17日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて」において、基準額の金額が示されています。

第 2 用字及び用語の整理

大磯町公用文に関する規程等に基づき、用字及び用語の整理を行います。(第 6 条関係)

第 3 施行日

- (1) 通知カードの再交付手数料に係る規定の追加 : 平成27年10月 5 日
- (2) 個人番号カードの再交付手数料に係る規定の追加 : 平成28年 1 月 1 日
- (3) 住民基本台帳カードの交付手数料に係る規定の削除 : 平成28年 1 月 1 日

【参考】

住民基本台帳カード（住基カード）の取扱いについて

個人番号カードの運用開始に伴い、住基カードの交付は終了します。これは個人番号カードが住基カードに代わるもので、住基カードが有する公的個人認証等の機能を含んでいるためです。ただし、住基カードは、有効期間の満了まで引き続き利用することができます。

なお、地方公共団体情報システム機構が行っている公的個人認証サービス電子証明書発行業務が、データ移行のため平成27年12月22日に終了することから、町での住基カードの交付はこの日をもって終了します。

大磯町手数料条例 新旧対照表（第1条関係：平成27年10月5日時点）

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|--------------|----|---|---|-----------------------------------|----|---|-------------------|--|------------|--------|--------------|----|---|---|-----------------------------------|----|
| <p>第1条～第5条 省略 （手数料の免除）</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を免除することができる。 （1）～（3） 省略 （4） <u>前3号に掲げるもの</u>のほか、町長が特に免除する必要があると <u>認めるとき。</u></p> <p>第7条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例中第1条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。</p> | <p>第1条～第5条 省略 （手数料の免除）</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を免除することができる。 （1）～（3） 省略 （4） <u>前各号に規定するもの</u>のほか、町長が特に免除する必要があると <u>認め</u> <u>たもの</u></p> <p>第7条 省略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第1（第2条関係）</p> | <p>別表第1（第2条関係）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価に関する証明書の交付</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付</u></td> <td><u>1枚につき 500円</u></td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | 評価に関する証明書の交付 | 省略 | ） | ） | 住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付 | 省略 | <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付</u> | <u>1枚につき 500円</u> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価に関する証明書の交付</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | 評価に関する証明書の交付 | 省略 | ） | ） | 住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付 | 省略 |
| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価に関する証明書の交付 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ） | ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付</u> | <u>1枚につき 500円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価に関する証明書の交付 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ） | ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改正案

現行

| | |
|------------|----|
|) |) |
| その他の証明書の交付 | 省略 |

| | |
|------------|----|
|) |) |
| その他の証明書の交付 | 省略 |

別表第2 省略

別表第2 省略

大磯町手数料条例 新旧対照表 (第2条関係:平成28年1月1日時点)

| 改正案 | | 現行 | |
|---|--------|--|-------------------|
| 第1条～第7条 省略 | | 第1条～第7条 省略 | |
| <p><u>附 則</u> <u>この条例中第1条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。</u></p> | | | |
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 | 手数料を徴収する事項 | 手数料の金額 |
| 評価に関する証明書の交付 | 省略 | 評価に関する証明書の交付 | 省略 |
| ） | ） | ） | ） |
| 住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 省略 | 住民基本台帳法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 省略 |
| | | <u>住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付</u> | <u>1枚につき 500円</u> |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付 | 省略 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付 | 省略 |

改正案

現行

| | |
|--|------------|
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付 | 1枚につき 800円 |
| ） | ） |
| その他の証明書の交付 | 省略 |

| | |
|------------|----|
| | |
| ） | ） |
| その他の証明書の交付 | 省略 |

9

別表第2 省略

別表第2 省略